

令和2年10月27日

議 案

1 0 月 随 時 会 議

議案第60号

訴えの提起について

住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てについて、督促異議の申立てがあったことにより、訴えの提起があったものとみなされたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和2年10月27日 提出

常総市長 神達岳志

記

訴えの相手方, 趣旨等

別紙のとおり

提案理由

本案は、住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされたことから民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされることとなるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、これを提出する。

1 訴えの相手方

住所

氏名

2 訴えの趣旨

相手方に対し、次の金額の支払を求めるもの

(1) 金300, 995円

(金銭消費貸借契約の償還未済額のうち元金299,499円及び利息1,496円の合計額)

- (2) 前号の金額のうち金299, 499円に対する平成22年8月9日から完済まで、年10.75パーセントの割合による遅延損害金
- (3) 訴訟費用

3 訴訟遂行の方針

- (1) 本件訴え提起後において、その目的達成に必要がある場合は、訴えの趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解することができるものとする。
- (2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。